

ミニマム・アクセス米に関する報告書

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

農林水産省

< 目次 >

1 . ミニマム・アクセス米 (M A 米) の輸入に至る経緯について	
(1) 我が国におけるコメの重要性	3
(2) ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉前のコメの輸入制限	4
(3) ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉	5
(4) M A 米の受け入れ	6
(5) コメの関税化	7
2 . M A 米の輸入について	
(1) コメの関税率	9
(2) 国家貿易による M A 米輸入	10
(3) 国家貿易による輸入の仕組み	11
(4) M A 米の輸入数量	12
(5) M A 米の輸入価格	13
(6) M A 米の安全性の確保	14
3 . M A 米の販売について	
(1) M A 米の販売状況	17
(2) M A 米と食糧援助	18
(3) M A 米の在庫状況	19
(4) M A 米輸入と生産調整の関係	20
4 . M A 米をめぐる問題について	
(1) M A 米の財政負担	23
(2) W T O ルールとの関係	24
(3) 輸出国の意見	25
(4) W T O ドーハ・ラウンド交渉	26

この報告書は、M A 米に関する体系的な情報を、できるだけわかりやすい形で整理したものです。

1. ミニマム・アクセス米(MA米)の 輸入に至る経緯について

ミニマム・アクセス米(MA米)の輸入は、食料政策・農業政策の観点からは必要ありませんが、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の中で、我が国全体としての経済的利益等を考慮して、導入されたものです。

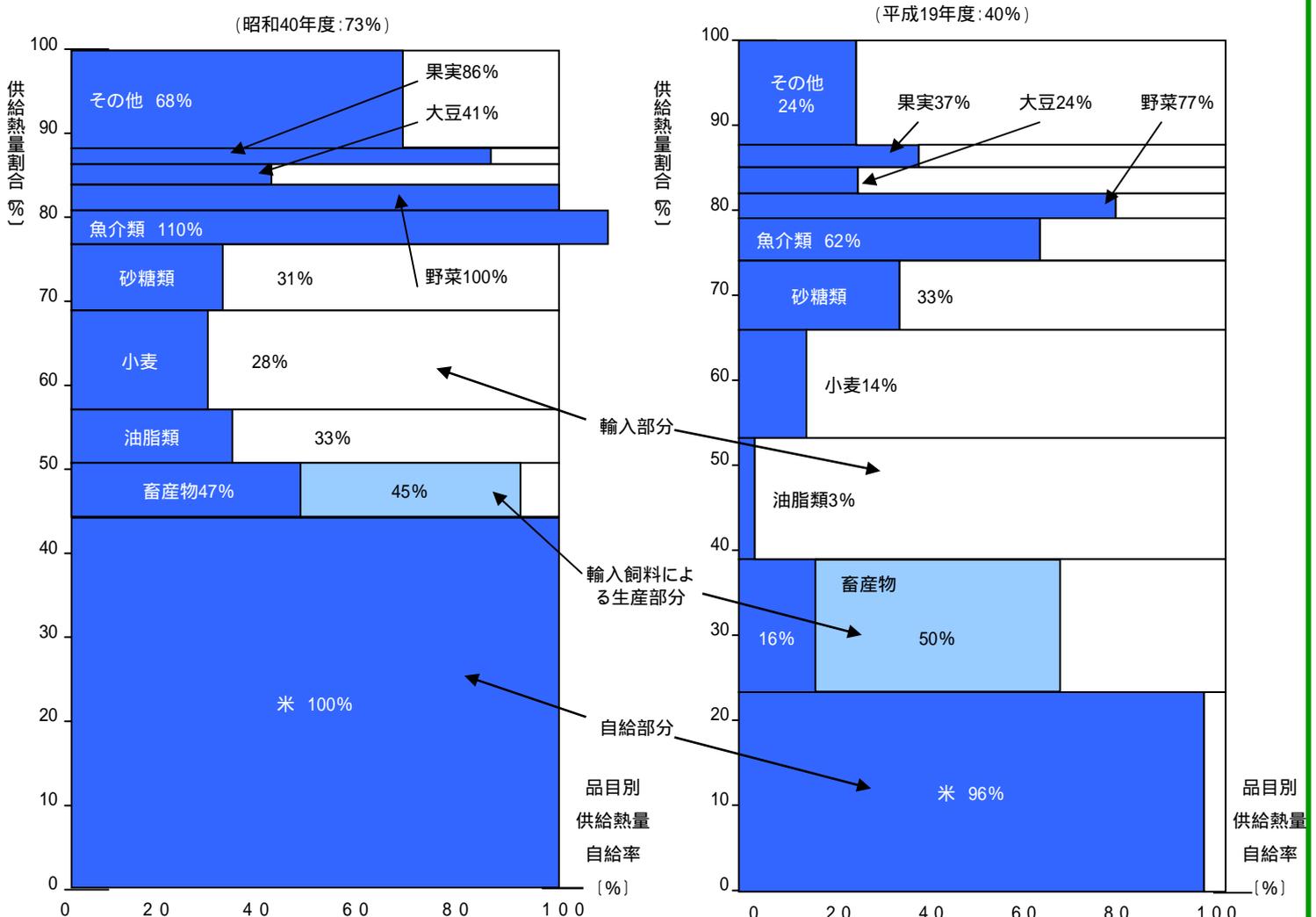
(1) 我が国におけるコメの重要性

我が国の水田は、長い歴史を通じて形成されたものであり、連作障害のない優れた食料生産装置です。

国民の主食であるコメの生産によって食料安全保障に重要な役割を果たしていることに加え、国土や環境の保全などの多面的な機能を有しています。

我が国の食料自給率はコメの消費量の減少とともに低下してきましたが、現在の40%の自給率もコメの100%近い自給によって支えられています。

< 食料供給に占めるコメの地位(カロリーベースの食料自給率) >



(2) ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉前のコメの輸入制限

農家の平均経営規模を諸外国と我が国と比較すると、EUは日本の9倍、米国は100倍、豪州は2,000倍近くもあります。

また、コメの消費量が減少する中で、全水田面積の約6割で需要が賄える状況であることから、コメの生産調整を実施しています。

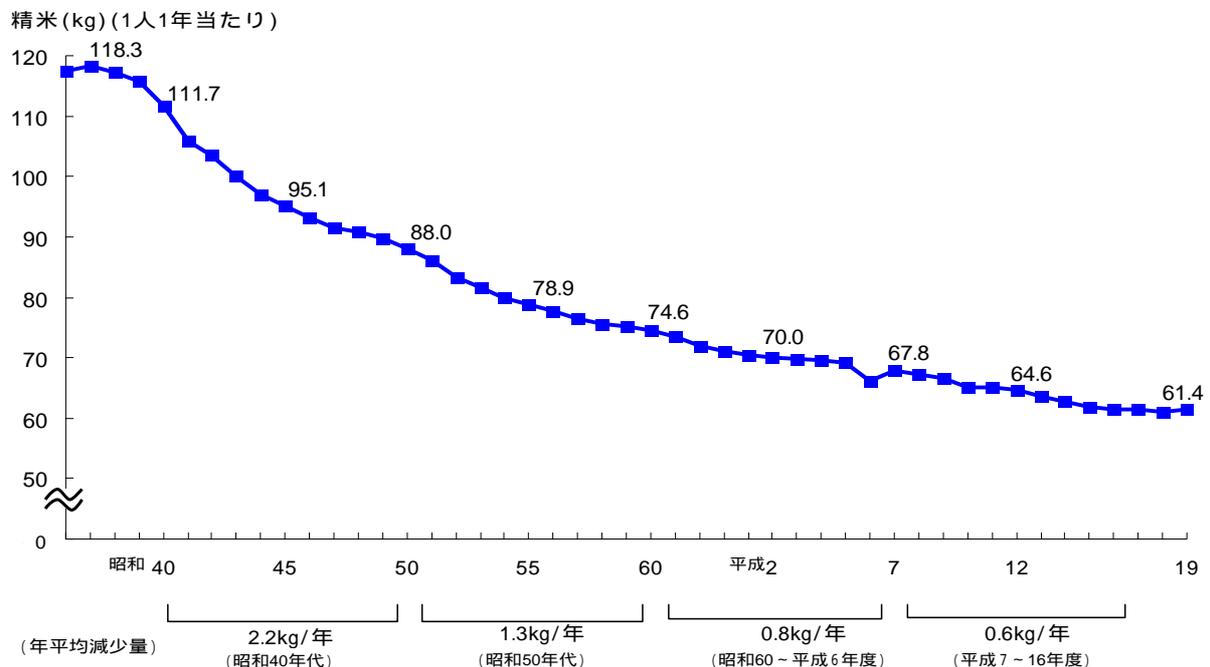
こうした事情を背景に、1995年にミニマム・アクセス米(MA米)の輸入が始まるまでは、我が国ではコメの輸入許可制の下、外国産米の輸入はほとんど行われていませんでした。

< 農家一戸当たりの農地面積(各国比較) >

	日本 (2006年)	米国 (2005年)	EU(25) (2005年)				豪州 (2004年)
				ドイツ	フランス	イギリス	
農家一戸 当たりの 農地面積 (ha)	1.8 (1)	180.2 (100)	16.9 (9)	43.7 (24)	52.3 (29)	55.4 (31)	3,423.8 (1,902)

資料: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業構造動態調査」
 USDA(米国農務省) “2007 Agricultural Statistics” EU “Agricultural in the European Union Statistical and Economic Information 2006”
 豪州 “Australian Commodity Statistics 2006”
 注1: ()内は日本に対する倍率である。 注2: 農家一戸当たりの農地面積(日本)は、販売農家1戸当たりの経営耕地面積である。

< コメの消費量の推移(1人1年当たり) >



(3) ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉

1986年から1993年まで、世界の貿易を拡大し、各国の経済を発展させる目的で、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉が行われました。

農産物についても貿易自由化のためのルールが議論され、全ての国境措置を関税に転換する(関税化)するとともに、輸入がほとんど行われていなかった品目についても、最低限の輸入機会(「ミニマム・アクセス機会」)を提供することが求められました。

これに対して我が国は、農業には食料安全保障をはじめ非貿易的関心事項があることを主張しました。

<ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の経緯>

1986年 9月 ウルグアイ・ラウンド交渉開始

1990年12月 ブラッセル閣僚会議(当初の交渉期限)

1991年12月 ダンケル・ガット事務局長が合意案を提示
全ての国境措置を内外価格差により関税に転換(関税化)。
輸入実績がほとんどない関税化品目については、最低限の輸入機会(「ミニマム・アクセス機会」)として、初年度に基準期間(1986-88年)の国内消費量の3%、最終年度に5%の数量を設定。

1992年11月 ブレアハウス合意(輸出補助金の扱い等について米・EUが妥協)

1993年 7月 東京サミット(交渉期限を同年末と設定)

1993年 12月8日 ドゥニ・市場アクセス交渉グループ議長が調整案を提示
一定の条件を充たす品目については、6年間関税化を実施しないことができる。
この場合、ミニマム・アクセス機会が3 - 5%から4 - 8%に加重される。
7年目以降に特例措置を延長する場合には代償が必要。

1993年12月14日未明 細川首相記者会見(ドゥニ調整案受け入れ)

1994年4月 マラケシュ閣僚会合(WTO設立協定、農業協定及び各国の譲許表を含むWTO協定全体を一括受託、各国閣僚により署名)

1995年1月 WTO協定発効

(4) MA米の受け入れ

しかしながら、最終的には日本政府全体として、ウルグアイ・ラウンド交渉の成功、ひいては世界経済の発展及び自由貿易体制の維持によってもたらされる幅広い国民的利益を考慮し、合意を受け入れました。

その結果、輸入がほとんど行われていなかったコメについても、ミニマム・アクセス機会の提供として輸入を行うこととなりました。(これを「ミニマム・アクセス米(MA米)」と呼んでいます。)

< 細川内閣総理大臣談話(平成5年12月14日) >

本日私は、ガットのウルグアイ・ラウンド交渉全体が妥結するとの前提の下に、農業交渉の調整案を受け入れる決断をいたしました。これにより、コメ以外の農産物については、関税化することとなりますが、コメについては、関税化の特例が認められることとなります。

このような結果は、遺憾ながら我が国の主張のすべてが取り入れられているわけではないものの、ウルグアイ・ラウンド交渉の成功、ひいては世界経済の発展及び自由貿易体制の維持強化によってもたらされる幅広い国民的利益という観点から、ぎりぎりの決断を下さざるを得なかったことについて、国民各層の御理解を得たいと存じます。

この結果、我が国農業は新たな国境措置の下において、内外ともに一段と厳しい環境に置かれることとなりますが、農家の方々に不安や動揺をきたさないためにも、万全の国内対策を講じてまいります。私は、我が国農業がこうした環境に耐え、その体質を一層強化し、魅力ある産業として確立されるとともに、農業の持つ国土・環境の維持や地域経済の安定といった多面的機能が十分に発揮されるよう、今後、最大限の努力を惜しまない決意であります。こうした考え方の下に、私を本部長とする関係閣僚による緊急農業農村対策本部を設置し、今後の農政の推進に全力を尽くす所存でありますので、国民各層の御理解・御協力を切にお願い申し上げます。

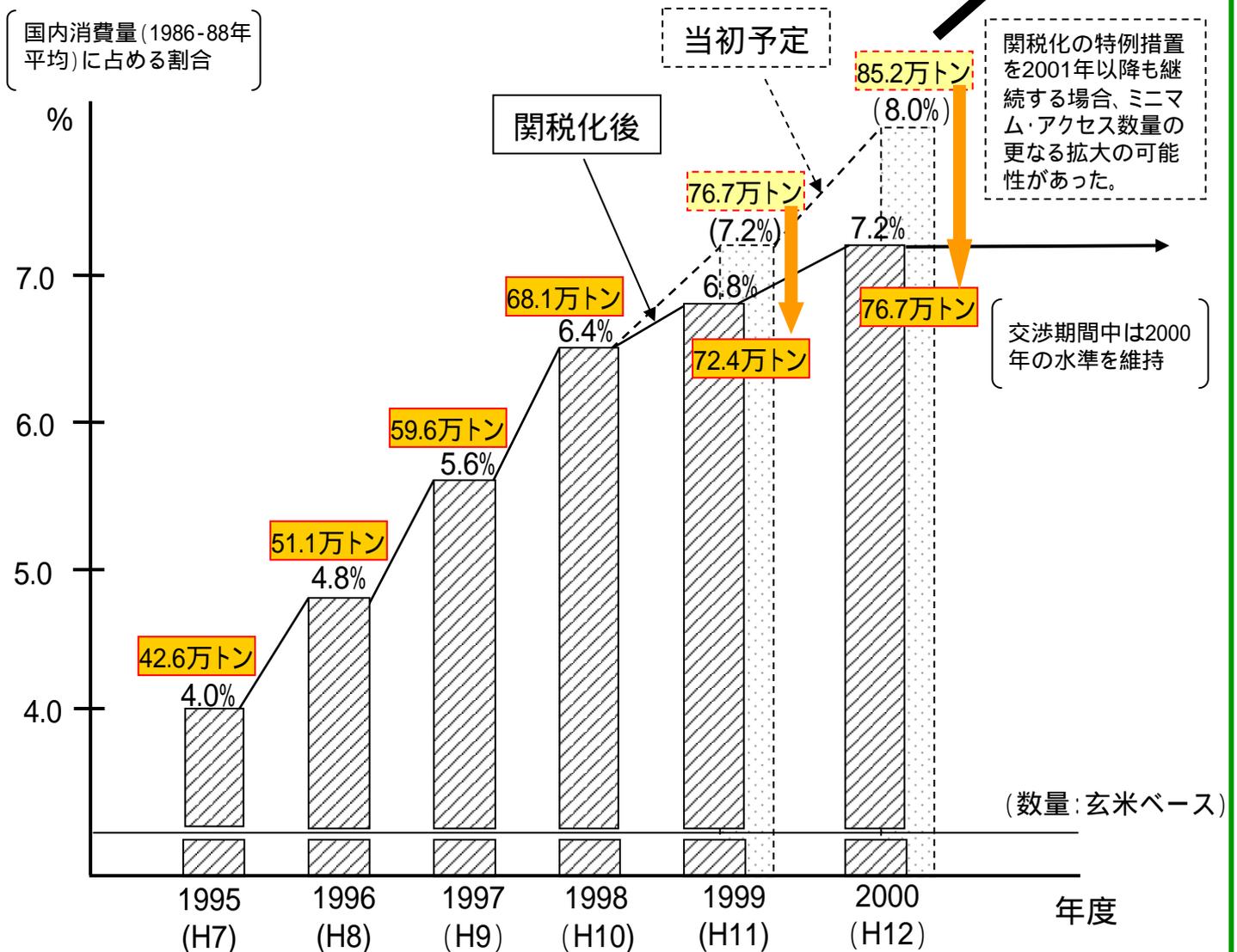
(5) コメの関税化

MA米の輸入が始まった当初、我が国は関税化の特例措置(関税化をしない代わりに、ミニマム・アクセス数量を上乗せすること)を適用していましたが、数年が経過しMA米の国内での評価がある程度判明した時点で、2000年から始まるWTO農業交渉も念頭に置き、この特例措置をやめることとしました。

これにより1999年度からは、MA米以外の外国産米についても、枠外関税を払えば誰でも輸入することができるようになりました。(これを「コメの関税化」と呼んでいます。)

コメの関税化に伴い、2000年度以降におけるMA米の輸入数量は、国内消費量の7.2%(毎年約77万玄米トン)に縮減されています。

<当初予定と関税化後のミニマム・アクセス数量の比較>



2. MA米の輸入について

ミニマム・アクセスは、輸入機会の提供です。

我が国は、MA米の輸入については、民間貿易ではなく、国産米に極力悪影響を与えないように販売するため、国家貿易方式を採用しています。

この国家貿易を継続していくため、通常の場合にはミニマム・アクセス数量の全量を輸入することとしています。

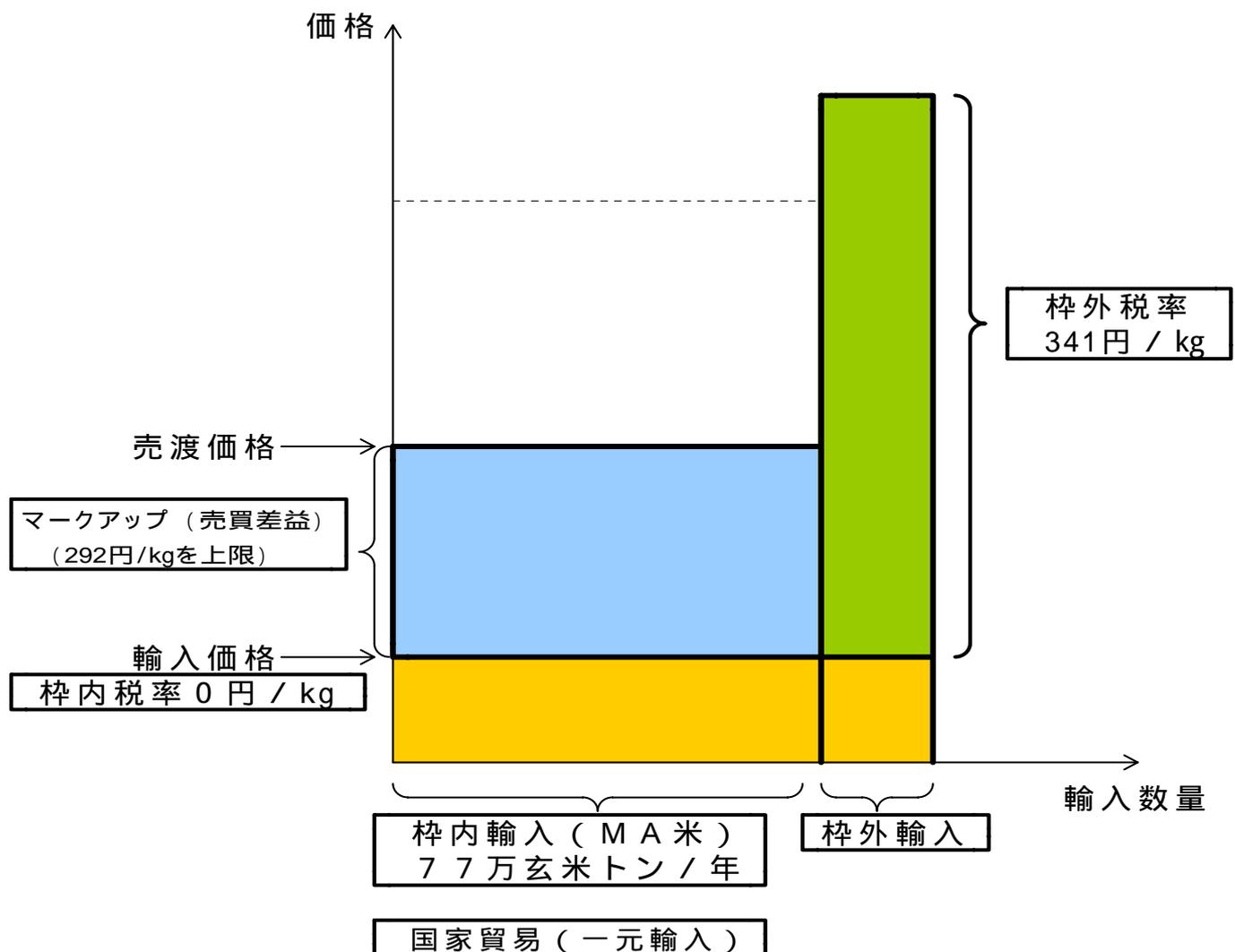
(1) コメの関税率

ミニマム・アクセス機会の提供は、ミニマム・アクセス数量について、無税又は低関税の輸入枠を設けることによって行われます。(これを「関税割当」といいます。)

我が国のコメの場合、枠内税率は無税ですが、国家貿易による売買差益(マークアップ)を徴収することが認められており、国(政府)は輸入価格にマークアップを上乗せした価格で販売しています。

MA米以外のコメの輸入(枠外輸入)については、高水準の枠外税率を設定しています。

<コメの輸入制度>



(2) 国家貿易によるMA米輸入

MA米の輸入(枠内輸入)については、民間貿易によるのではなく、輸入米を国産米に極力悪影響を与えないように販売するため、国が一元的に輸入する方式をとっています。(これを「国家貿易」と呼んでいます。)

ミニマム・アクセスは輸入機会の提供ですが、MA米については国家貿易として国が輸入を行う立場にあり、また、この国家貿易を継続していけるように、通常の場合にはミニマム・アクセス数量の全量を輸入することとしています(平成6年の政府統一見解)。

<平成6年の政府統一見解>

ウルグアイ・ラウンド農業協定におけるコメのミニマム・アクセス機会の法的性格に関する政府統一見解(平成6年5月27日衆議院予算委員会)

- (1) コメについて、ウルグアイ・ラウンド農業協定に基づき、ミニマム・アクセス機会を設定する場合、我が国が負う法的義務の内容は、コメの国内消費量の一定割合の数量について輸入機会を提供することである。
- (2) ただし、コメは国家貿易品目として国が輸入を行う立場にあることから、ミニマム・アクセス機会を設定すれば、通常の場合には当該数量の輸入を行うべきものと考えている。
- (3) しかし、我が国が輸入しようとしても、輸出国が凶作で輸出余力がない等客観的に輸入が困難な状況もありえないわけではなく、かかる例外的なケースにおいて、現実に輸入される数量がミニマム・アクセス機会として設定される数量に満たなかったとしても、法的義務違反が生じるものではないと理解している。

<国家貿易と民間貿易について>

	国家貿易	民間貿易
MA米の販売先	加工用・援助用・飼料用を中心に販売。 (SBS(売買同時契約)輸入方式については、民間業者の選択。)	民間業者の選択。 (相当数量が主食用に販売される可能性あり。)
国内販売価格	輸入価格+マークアップ (マークアップの上限は、現在292円/kg)	輸入価格+枠内税率 (枠内税率の上限は、WTO農業交渉議長案(08年12月6日)では従価税10%)
MA枠内の輸入数量	通常の場合は、全量輸入。 (SBS輸入方式については、民間業者の選択。)	民間業者の選択。 (結果的に全量輸入となる可能性あり。)

(3) 国家貿易による輸入の仕組み

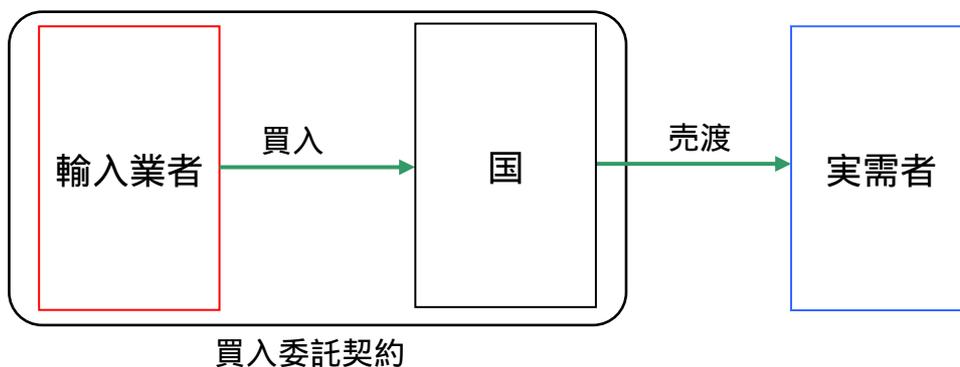
国がMA米の輸入を行う場合には、入札によって輸入業者を決定し、この輸入業者を通じた買い入れを行っています。

ただし、MA米の一部にはSBS(売買同時契約)輸入方式を導入し、国家貿易の枠内で、実質的な民間取引(輸入業者と国内の実需者の直接取引)を認めています。

< 国家貿易による輸入方式 >

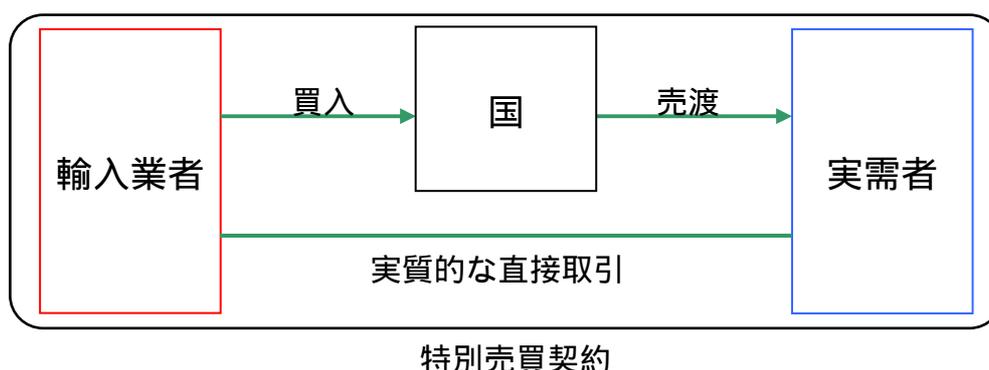
【一般輸入方式】

輸入業者が国の入札に参加する。
国と輸入業者(落札業者)が買入委託契約を締結する。
国が輸入業者から買い入れる。
その後、国が別の入札によって国内の実需者に売り渡す。



【SBS (Simultaneous Buy and Sell: 売買同時契約) 輸入方式】

輸入業者と国内の実需者がペアで国の入札に参加する。
国と輸入業者・実需者(落札ペア)の3者間で特別売買契約を締結する。
国が輸入業者からの買い入れと実需者への売渡しを同時に行う。



(4) MA米の輸入数量

MA米については、国家貿易の下、毎年約77万玄米トン(約68万精米トン)の輸入が行われています。

主な輸入先国は、アメリカ、タイ、中国などです。

< MA米の輸入数量(輸入先国別) >

(単位:万玄米トン)

	平成7年度輸入	平成8年度輸入	平成9年度輸入	平成10年度輸入	平成11年度輸入
アメリカ	19	23	29	32	34
タイ	11	14	15	15	16
中国	3	4	5	8	9
オーストラリア	9	9	9	11	11
その他	1	1	2	2	2
合計	43	51	60	68	72

	平成12年度輸入	平成13年度輸入	平成14年度輸入	平成15年度輸入	平成16年度輸入
アメリカ	36	36	36	36	36
タイ	17	15	15	15	19
中国	10	14	11	11	10
オーストラリア	12	11	10	9	2
その他	2	1	5	5	10
合計	77	77	77	76	77

	平成17年度輸入	平成18年度輸入	平成19年度輸入	合計
アメリカ	36	36	36	425
タイ	19	18	25	214
中国	9	8	8	110
オーストラリア	2	5		100
その他	11	10	1	53
合計	77	77	70	902

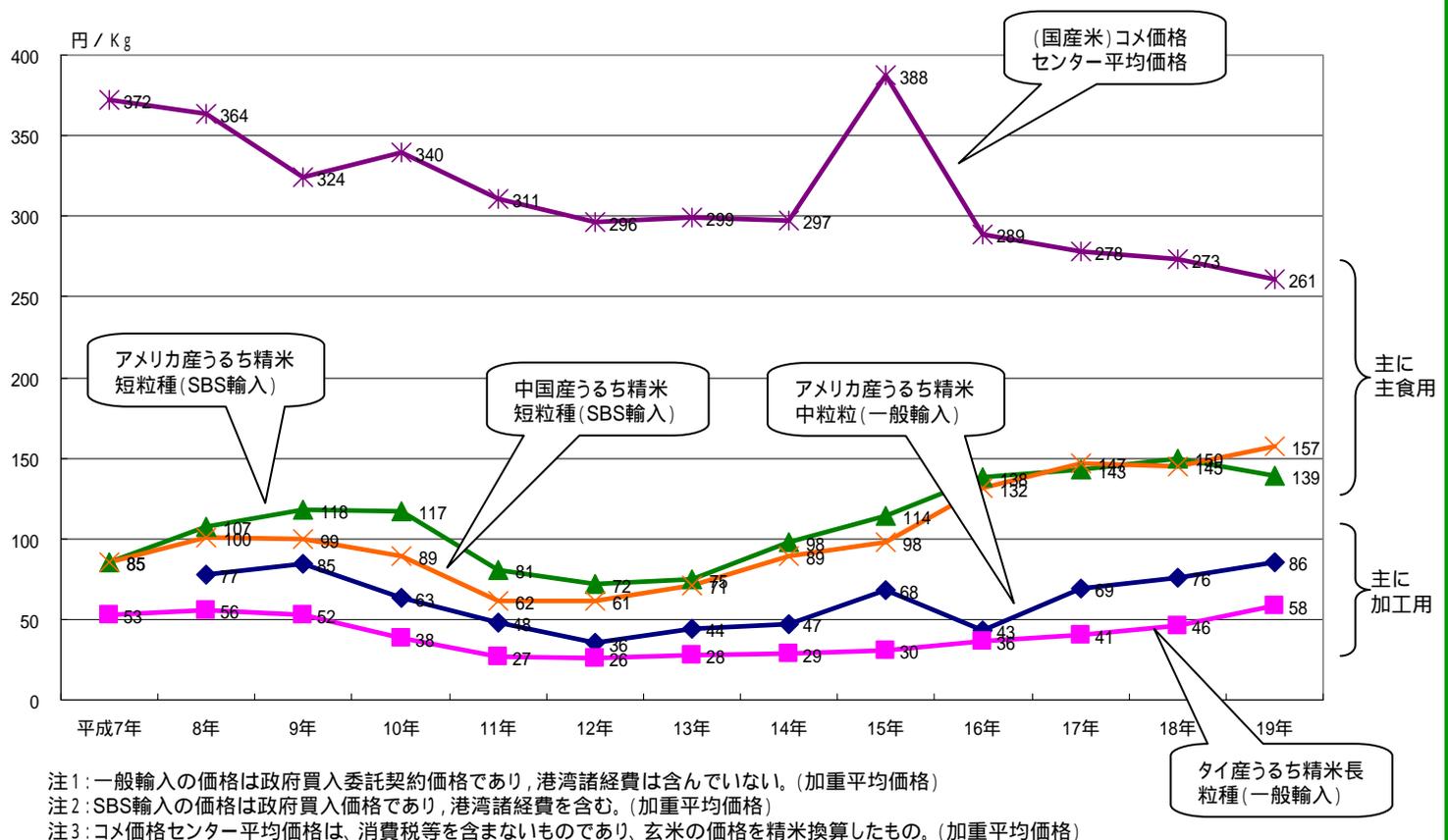
注:各年度の輸入契約数量の推移。

(参考) MA米以外で、枠外税率を支払って輸入されるコメの数量は、毎年0.1千トン程度

(5) MA米の輸入価格

輸入価格は、ここ数年は上昇傾向にありますが、それでも国産米と比較すれば相当低い水準です。

< MA米(主な種類)の輸入価格 >



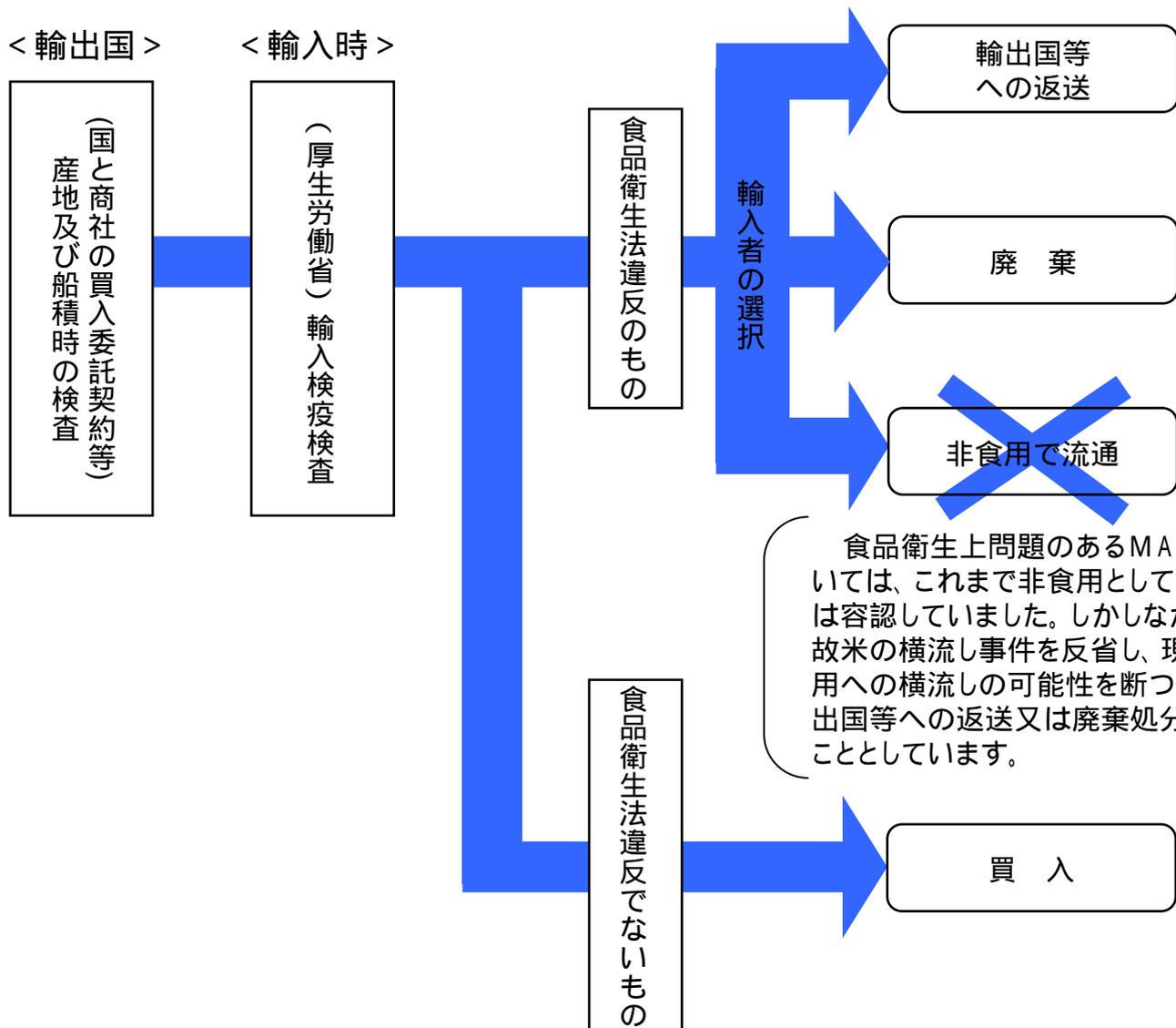
輸出国の国内価格は、輸入価格より更に低い水準です。(例えば、中国産うるち精米短粒種(SBS輸入)の輸入価格は、平成19年には150円/kg以上まで上昇しましたが、中国の国内卸売価格は50円/kg以下の水準で推移しています。)

(6) MA米の安全性の確保

MA米の輸入時に、厚生労働省の輸入検疫や、国と商社の買入委託契約等による検査を行っており、食品衛生上問題のあるものは買入れません。(WTO協定上も、食品衛生上問題のあるものを輸入する必要はありません。)

また、MA米も食品であり、国が食品販売事業者となりますので、商品の品質管理については、大手食品メーカー並みの取組みが必要となります。

< MA米の検査と買入の流れ >



今回問題となった事故米の中には、メタミドホスが残留農薬基準値を超えている中国産もち米があります。これは輸入した平成15年度当時、食品衛生法上メタミドホスに関する規制がなかったために合法的に輸入され、その後、平成18年の食品衛生法の規制の強化により、食品衛生法違反となったものです。

3. MA米の販売について

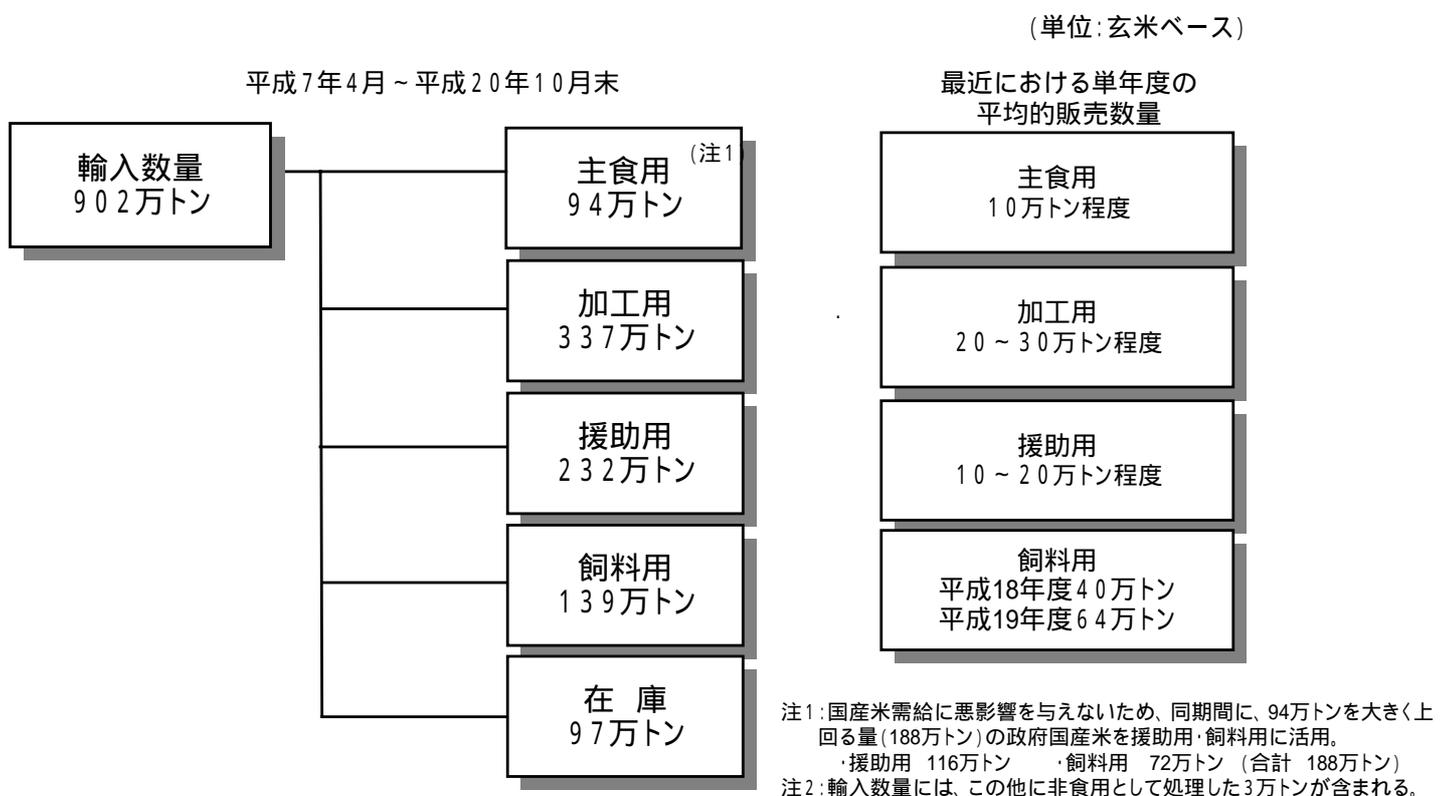
国家貿易によって輸入したMA米は、加工食品原料用に販売するほか、援助用・飼料用に利用しています。

援助・飼料用とする場合には、相当な財政負担が必要です。

(1) MA米の販売状況

国家貿易によって国が買い入れたMA米は、国産米に極力悪影響を与えないようにするため、価格等の面で国産米では十分に対応し難い用途(主としてみそ、焼酎、米菓等の加工食品の原料用)を中心に販売しています。

< MA米の販売状況(平成7年4月～平成20年10月末) >



< MA米の販売状況(年度別) >

(単位:万玄米トン)

販売先	8RY	9RY	10RY	11RY	12RY	13RY	14RY	15RY	16RY	17RY	18RY	19RY	20RY	合計
主食用	-	3	4	10	10	9	10	4	6	8	10	11	10	94
加工用	12	28	19	28	24	27	24	21	31	25	25	36	37	337
援助用	-	12	34	23	26	21	23	20	22	17	13	8	12	232
飼料用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	58	66	139
在庫	31	39	42	44	56	75	95	127	148	175	189	152	97	-

注1: RY(米穀年度)とは前年11月から当年10月までの1年間である(例えば20RYであれば、平成19年11月から平成20年10月まで)。

注2: この他に、非食用として処理した3万トンが含まれる。

注3: 四捨五入の関係で、合計と内訳が一致しない場合がある。

(2) MA米と食糧援助

販売されなかったMA米については、毎年ある程度の数量を海外への食糧援助に活用しています。

その際には、途上国や国際機関からの要請を踏まえ、財政負担や国際ルールとの整合性にも留意しながら実施しています。

< MA米の食糧援助への活用にあたっての留意点 >

1 財政負担の問題 = 国民の理解が必要

7万円/トンの輸入米をタダに
3万円/トンの輸送費

10万円/トンの
財政負担

50万トン援助すれば500億円

(注)平成19年度の価格等を基に試算

2 コメの輸出国との関係

輸出しようと思っていた相手国が
援助で米をもらう



輸出できなくなる

援助するときは、国際機関等に
連絡・協議するという国際ルール

3 日本への輸出国との関係

日本の消費者に食べてもらい、
日本市場に定着させたい



援助に使ってほしくない

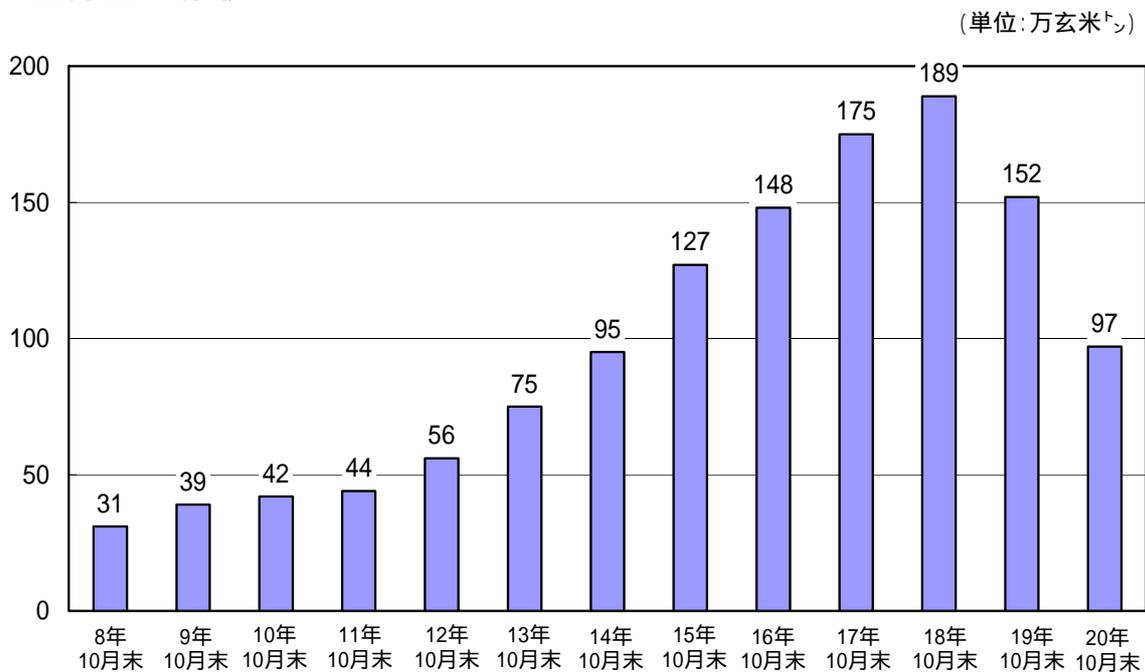
輸入品と国産品を同じように扱う
という国際ルール

(3) MA米の在庫状況

MA米に対する加工用等の需要は、その輸入数量ほど多くはないため、在庫は年々増加してきました。

こうした中で、平成18年度からは、新たに飼料用に販売を開始し、在庫の縮減を図っています。この場合は、財政負担が必要となります。

< MA米の在庫量の推移 >



< MA米の飼料用販売に伴う財政負担 >

7万円/トンの輸入米
3万円/トンで飼料用に販売 } 4万円/トンの財政負担

50万トン飼料用として売却すれば200億円

(注) 平成19年度の価格等を基に試算。

(4) MA米輸入と生産調整の関係

我が国はMA米の輸入を受け入れた際に、「ミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」との方針を決定しました(平成5年の閣議了解)。

これを受けて、生産調整については、国産米の需給状況のみをベースとして生産目標数量を算定しており、MA米は一切考慮されていません。

<平成5年の閣議了解>

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針(抄)

平成5年12月17日
閣議了解

1 米の生産・供給安定対策

米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わないこととし、引き続き、安定的な国内生産が可能となり、国民への安定供給を確保できるよう、中期的観点に立った備蓄と用途に応じた需給均衡を確保することができる新たな米管理システムを整備する

4. MA米をめぐる問題について

MA米輸入については、相当の財政負担を伴うものであり、WTO協定との関係も考慮しなければなりません。

WTOドーハ・ラウンド交渉では、我が国のコメの輸入についても、大幅な関税削減か、あるいはMA米数量の拡大が求められています。

MA米の今後のあり方については、国民全体で考えていく必要があります。

(1) MA米の財政負担

MA米については、援助や飼料に仕向けられることによる
 売買損失、在庫に伴う保管料など、相当の財政負担によって
 運用されています。

< MA米の財政負担 >

(1) MA米の売買差額と保管料

(単位: 億円)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	合計
買入額	314	365	400	439	346	321	289	349	467	362	523	493	577	5,245
売却額	54	330	378	523	562	502	472	337	505	430	417	562	646	5,718
売買差額 (= -)	260	35	22	84	216	181	183	12	38	68	106	69	69	473
保管料	6	39	60	59	66	75	87	103	124	147	170	184	133	1,253
売買差額 保管料合計 (+)	266	74	82	25	150	106	96	115	86	79	276	115	64	780

注: 売買差額、合計欄については、億単位で単純に差し引き計算をしている。

(2) MA米の損益全体

(単位: 億円)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	合計
売買損益	43	114	148	150	215	204	225	116	13	202	22	16	49	983
管理経費	26	116	152	152	153	173	186	185	172	182	185	240	265	2,187
損益 (+)	69	2	4	2	0(注3)	0(注3)	0(注3)	69	159	384	207	224	216	1,336

注1: 売買損益とは、(1)の売買差額に在庫評価の変動による損益を加えたもの。

注2: 管理経費とは、(1)の保管料に運賃、事務費、金利等の経費を加えたもの。

注3: 平成11～13年度の損益は、利益が生じたことから、旧食糧管理特別会計法第6条に基づき国内米管理勘定へ備蓄損失補てん財源として繰り入れたあとの金額としている。

注4: 損益欄、合計欄については、億単位で単純に差し引き計算をしている。

(2) WTOルールとの関係

MA米の輸入・販売に関しては、WTO協定による様々なルールがあります。国際的に合意したルールを無視することはできません。

ルールに違反した場合には、WTOに提訴される可能性もあり、その場合、国産米への影響に配慮したこれまでの取扱いができなくなることも考えられます。

< MA米に関する主なWTO協定のルール >

ガット第2条(譲許表)

加盟国は貿易相手国に対し、譲許表(WTO加盟国の関税の上限(譲許税率)等を記載した表)に定める待遇より不利でない待遇を与えなければならない。

ガット第3条(内国民待遇)

輸入品に対し、同種の国産品に与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない(いわゆる「内外無差別の原則」)。

ガット第17条(国家貿易企業)

国家貿易企業は商業的考慮のみに従って売買を行わなければならない。

農業協定第4条(市場アクセス)

原則として通常関税以外のいかなる措置(国家貿易企業を通じて維持される非関税措置を含む)も用いてはならない。

(3) 輸出国の意見

これまでも輸出国からは、高水準の枠外税率に加え、MA米の輸入制度のために日本の消費者へのアクセスが十分でない等の意見が出ています。

< 我が国のMA米輸入制度に対する輸出国の意見 >

米国(USTR) (「通商政策課題と年次報告」及び「外国貿易障壁報告」)	中国(中国商務部) (「国別貿易投資環境報告」)
<p>枠外関税 枠外税率が高水準であり、<u>枠外で輸入される量はごくわずか</u>。</p> <p>MA米の輸入 <u>一般輸入分は政府在庫となった上で、加工用・飼料用・援助用に使用。SBSではマークアップが徴収され、主食用市場の開発ができていない。</u></p> <p>米国政府の対応方針 <u>WTOドーハラウンド交渉において米国産米の市場アクセスの拡大、特に消費者への直接アクセスを追求。</u></p>	<p>枠外関税 <u>枠外関税のために、日本市場へのアクセスが困難。</u></p> <p>MA米の輸入 <u>一般輸入の多くは国別に入札されており、中国産米は競争力があるにもかかわらず落札量が少ない。</u></p> <p>中国政府の対応方針 <u>日本のコメ入札制度の改革及び透明性を向上させる措置への注視を継続。</u></p>

(4) WTOドーハ・ラウンド交渉

現在、WTOドーハ・ラウンド交渉が行われています。

2004年の枠組み合意を踏まえ、

原則として全ての品目(「一般品目」)について、大幅な関税削減

一部の特にセンシティブな品目(「重要品目」)について、関税削減を一般品目より小さくできる代わりに、関税割当(MA米)を拡大(組み合わせにより3パターン)という合計4つのパターンのいずれかを選択することになっています。

< WTOドーハ・ラウンド交渉の経緯 >

2000年3月 農業交渉開始

2001年11月 ドーハ閣僚会議(ラウンド立ち上げ)

2004年7月 枠組み合意

〔 原則として全ての品目(「一般品目」)について、大幅な関税削減
 ・一部の特にセンシティブな品目(「重要品目」)について、一般品目より低い関税削減と、
 関税割当の拡大の組み合わせで、市場アクセスを改善 等 〕

現在 枠組み合意を踏まえて、「モダリティ」(関税削減率、重要品目の数、関税割当の拡大幅等のルール)について交渉中

(今後の見通し: モダリティ合意 譲許表交渉(個別の品目毎の関税率等を決定) 最終合意)

< WTO農業交渉議長のモダリティ案(平成20年12月6日)を我が国のコメに当てはめた試算 >

	現在	「一般品目」とした場合	「重要品目」とした場合
関税 (枠外税率)	341円/kg (従価税換算値 778%)	大幅に削減 (70%カット 102円/kg)	一般品目より緩やかに削減(以下の3パターンから選択) 〔 70%の2/3カット 182円/kg 70%の1/2カット 222円/kg 70%の1/3カット 261円/kg 〕
関税割当 (MA米の数 量)	77万トン	拡大なし (77万トンのまま)	上記の3パターンに応じ拡大 〔 国内消費量の3% + 拡大 国内消費量の3.5% + 拡大 国内消費量の4% + 拡大 〕

(注)「重要品目」とした場合の関税割当拡大幅は、基本は 3%、 3.5%、 4%だが、関税削減後の関税率(従価税換算値)が100%超であれば0.5%追加。[更に、一般品目で関税削減後に関税率100%超の品目がある場合や重要品目の数の追加に伴う拡大があり得る。]

(連絡先)
農林水産省総合食料局
食糧部計画課 国際班

TEL:03-3502-8111(内線:4207)
FAX:03-3502-8291